

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十七年四月十二日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルネ・津山

所在地 津山市新魚町十七番地一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 津山街づくり株式会社

住所 津山市山下三十番地九

代表取締役 日笠 富夫

3 変更事項

（変更前）

(1) 店舗面積 一万八千六百三十三平方メートル

(2) 駐車場台数 収容台数九百五十八台 うち店舗用台数七百三十五台

（変更後）

(1) 店舗面積 一万六千五百三十二平方メートル

(2) 駐車場台数 収容台数七百三十三台 うち店舗用台数五百五十四台

4 変更年月日

平成十七年十月一日

二 届出年月日

平成十七年三月三十一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十七年四月十二日から平成十七年八月十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市役所産業経済部商工観光課